

1-10.災害ハザード

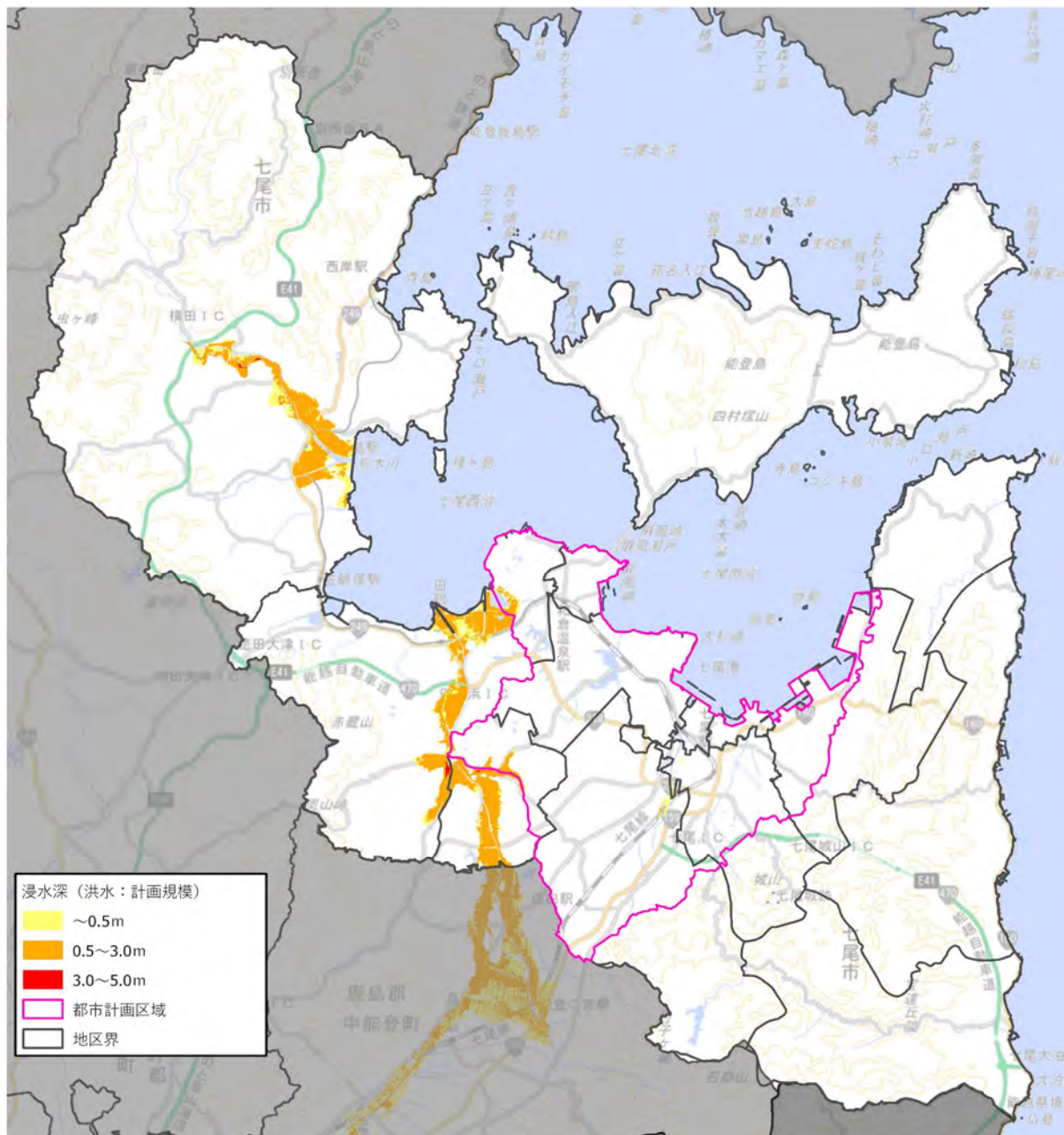
本市においては、洪水、津波等の浸水や土砂災害、地震による災害ハザード情報が公表されている。

種別	災害ハザード情報	備考
洪水	計画規模：R1 ・浸水想定区域（浸水深） 想定最大規模：R5 ・浸水想定区域（浸水深） ・浸水想定区域（浸水継続時間） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	熊木川、御祓川、二宮川の浸水想定区域 想定最大規模の浸水想定区域（浸水深） は、水位周知河川以外の浸水想定区域を 追加 ※浸水継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定 区域は、水位周知河川以外の河川は未 公表
津波	・津波浸水想定区域：H29	津波災害警戒区域と同じデータ
内水	・内水浸水想定区域	七尾市が今年度検討予定
ため池	・ため池浸水想定区域：H26	
土砂 災害	・土砂災害(特別)警戒区域：R4 ・地すべり防止区域：R3 ・急傾斜地崩壊危険区域：R3	
地震	・液状化危険度	

1-10-1洪水

(1) 計画規模

計画規模の降雨による浸水想定区域は、熊木川、二宮川周辺を中心に浸水深 3.0m未満の浸水が想定されている。



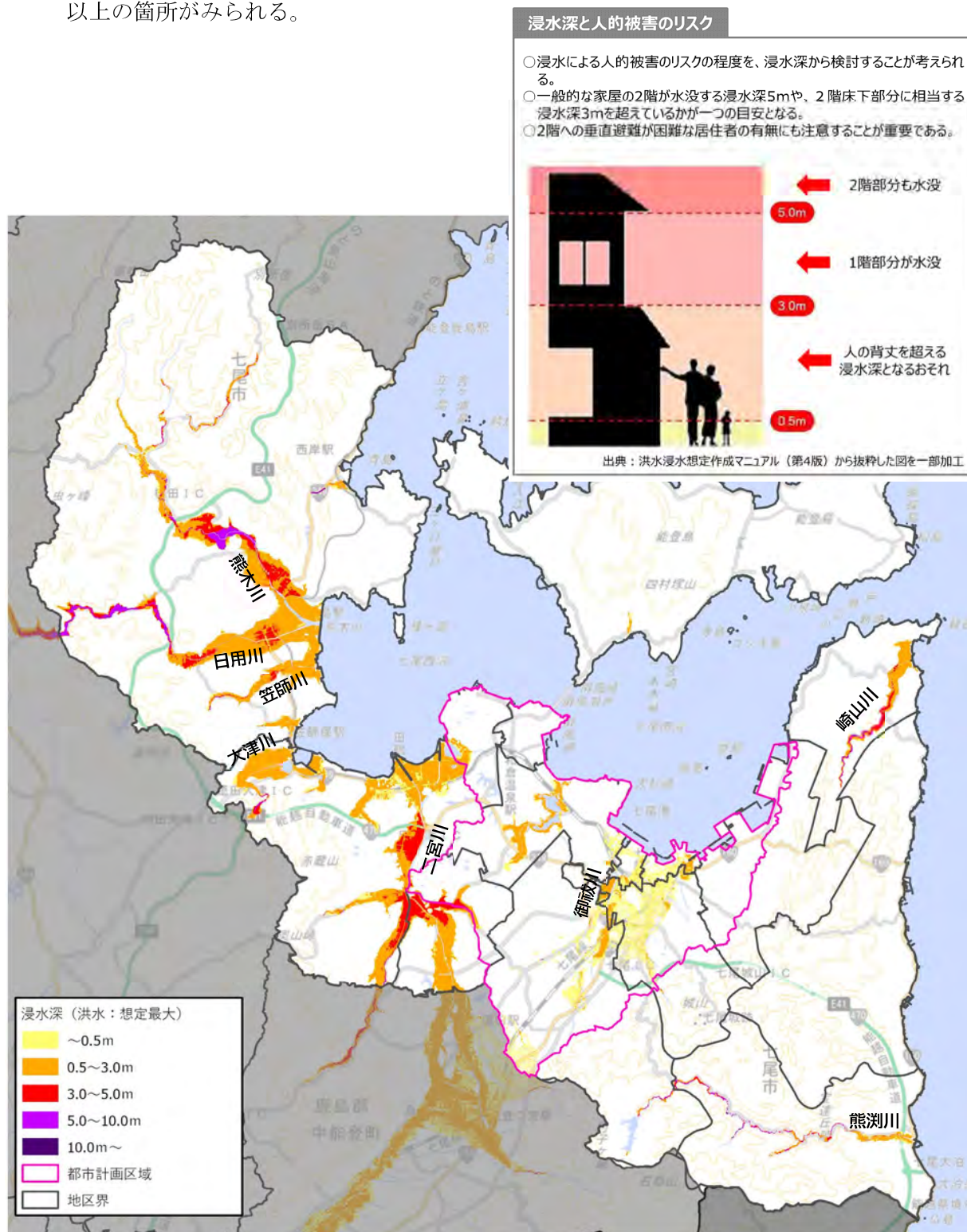
出典）石川県資料

図1-51 洪水浸水想定区域（計画規模：浸水深）

(2) 想定最大規模

想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域は、熊木川、二宮川、御祓川やその支川、上流部周辺で浸水が想定される。

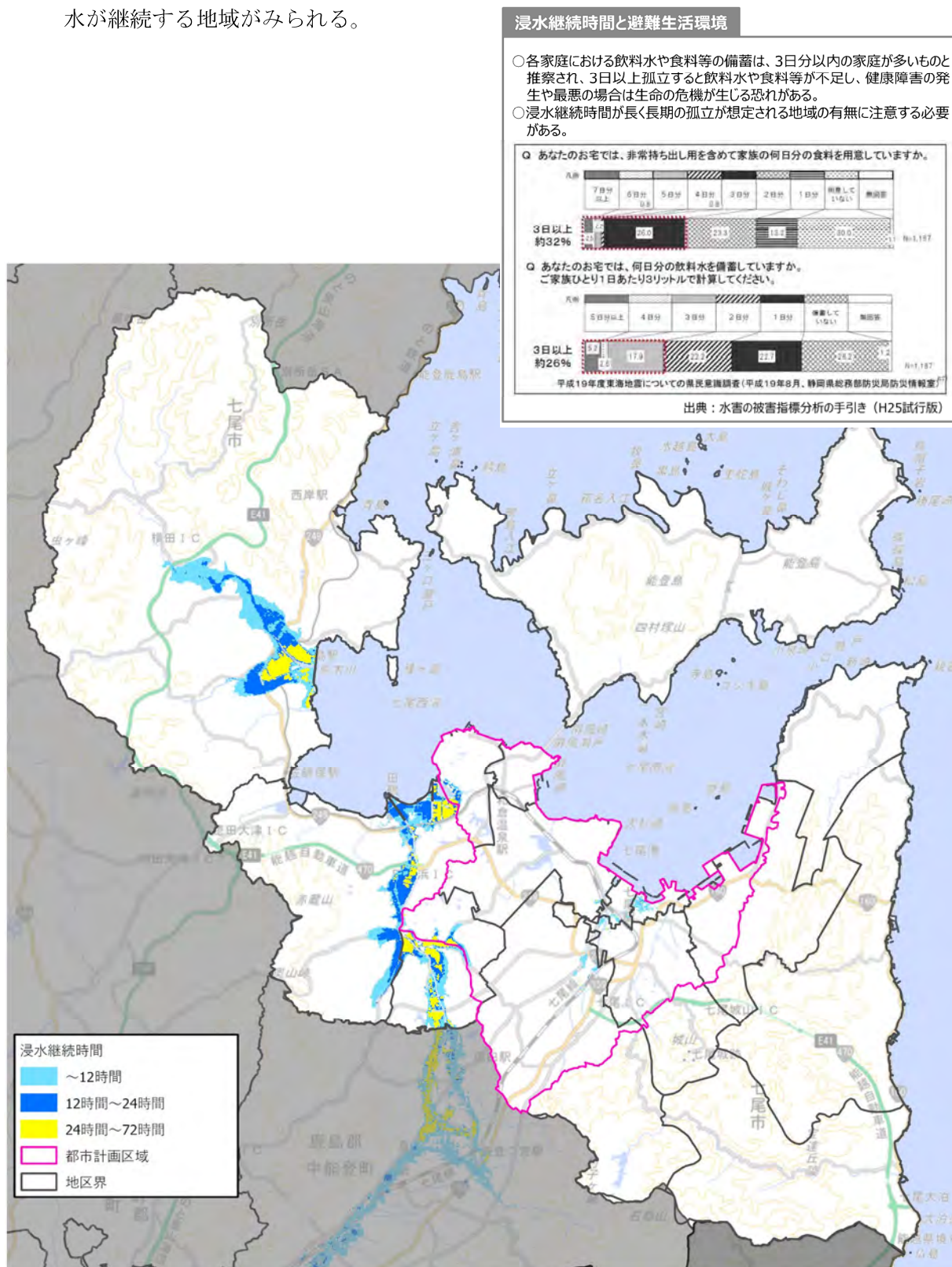
熊木川、日用川、二宮川、崎山川周辺で、2階への垂直避難が困難となる浸水深 3.0m 以上の箇所がみられる。



出典）石川県資料、立地適正化計画作成の手引き（浸水深と人的被害のリスク）

図 1-52 洪水浸水想定区域（想定最大規模：浸水深）

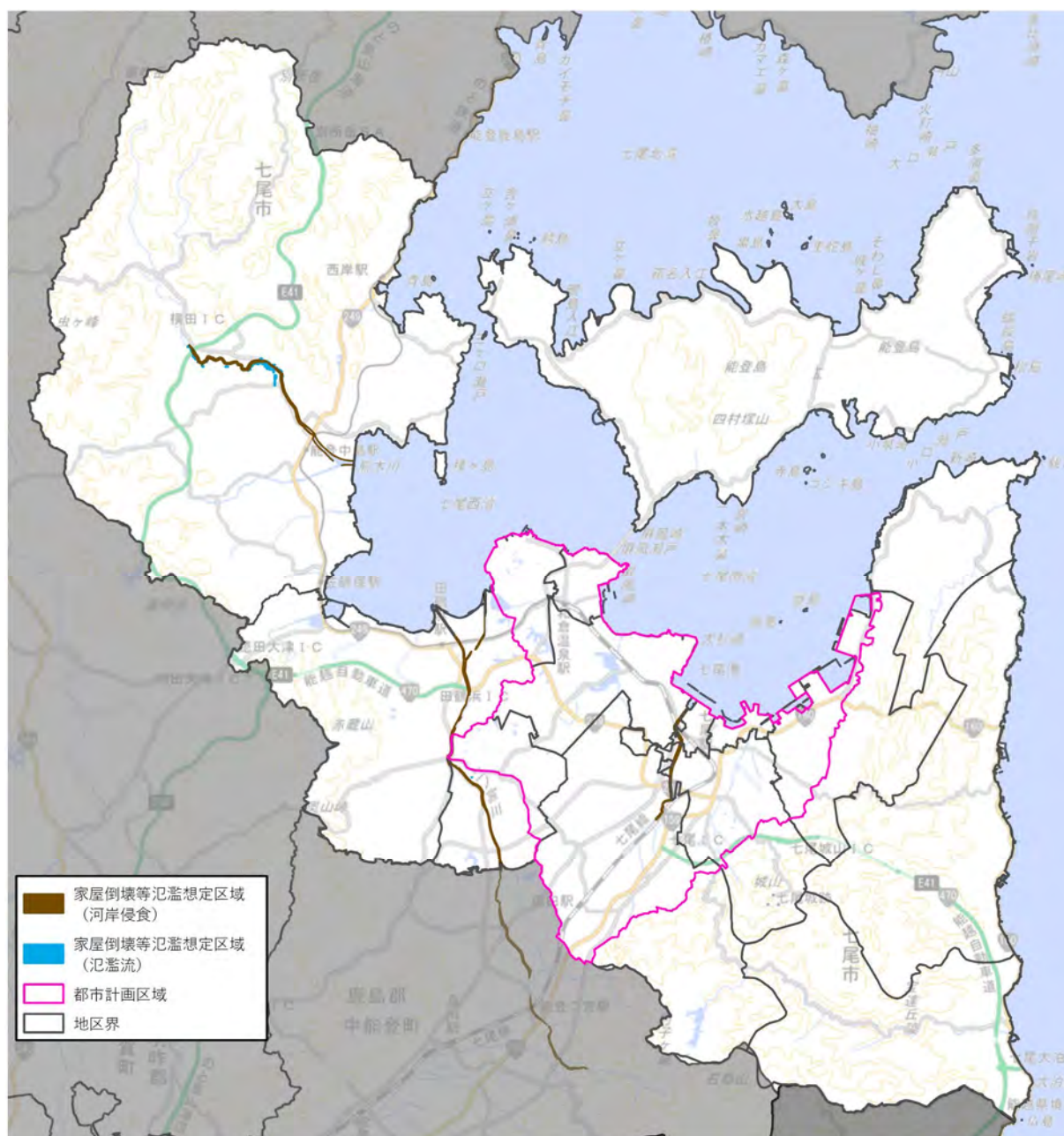
飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる浸水が3日以上継続する箇所は市内にみられないものの、1日から3日未満浸水が継続する地域がみられる。



出典) 石川県資料、立地適正化計画作成の手引き (浸水継続時間と避難生活環境)

図1-53 洪水浸水想定区域(想定最大規模:浸水継続時間)

河岸侵食が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が熊木川、二宮川、御祓川沿いにみられる。また、氾濫流により木造家屋への被害が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）が熊木川沿いにみられる。

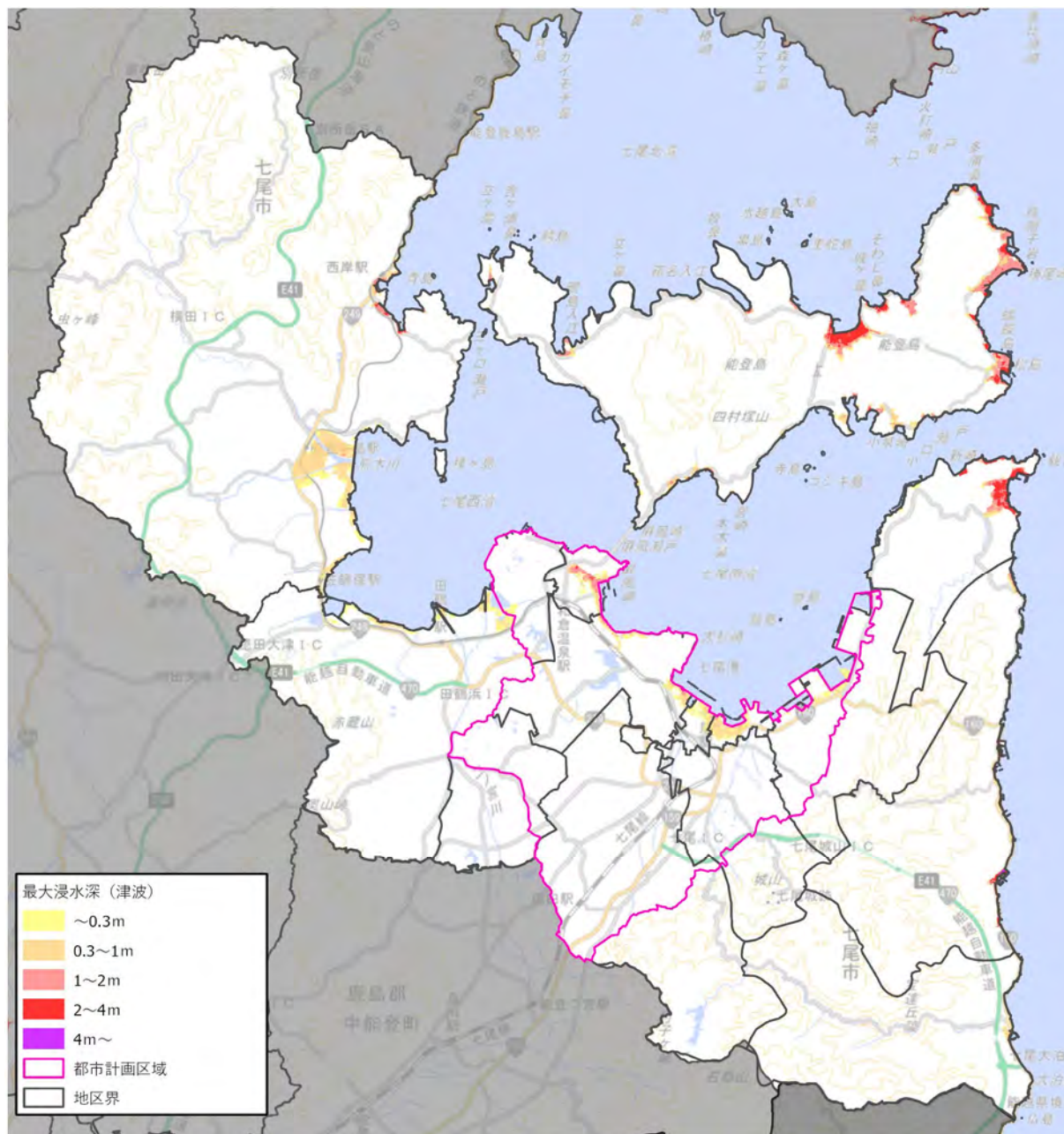


出典) 石川県資料

図1-54 洪水浸水想定区域(想定最大規模:家屋倒壊等氾濫想定区域)

1-10-2津波

津波による浸水は、能登島や東部の富山湾に面した海岸沿いで浸水深 2.0m以上の浸水が想定される。また、七尾南湾に面する七尾港や七尾西湾に面する海岸沿いにおいても浸水深 2.0m未満の浸水が想定される。



出典）石川県資料

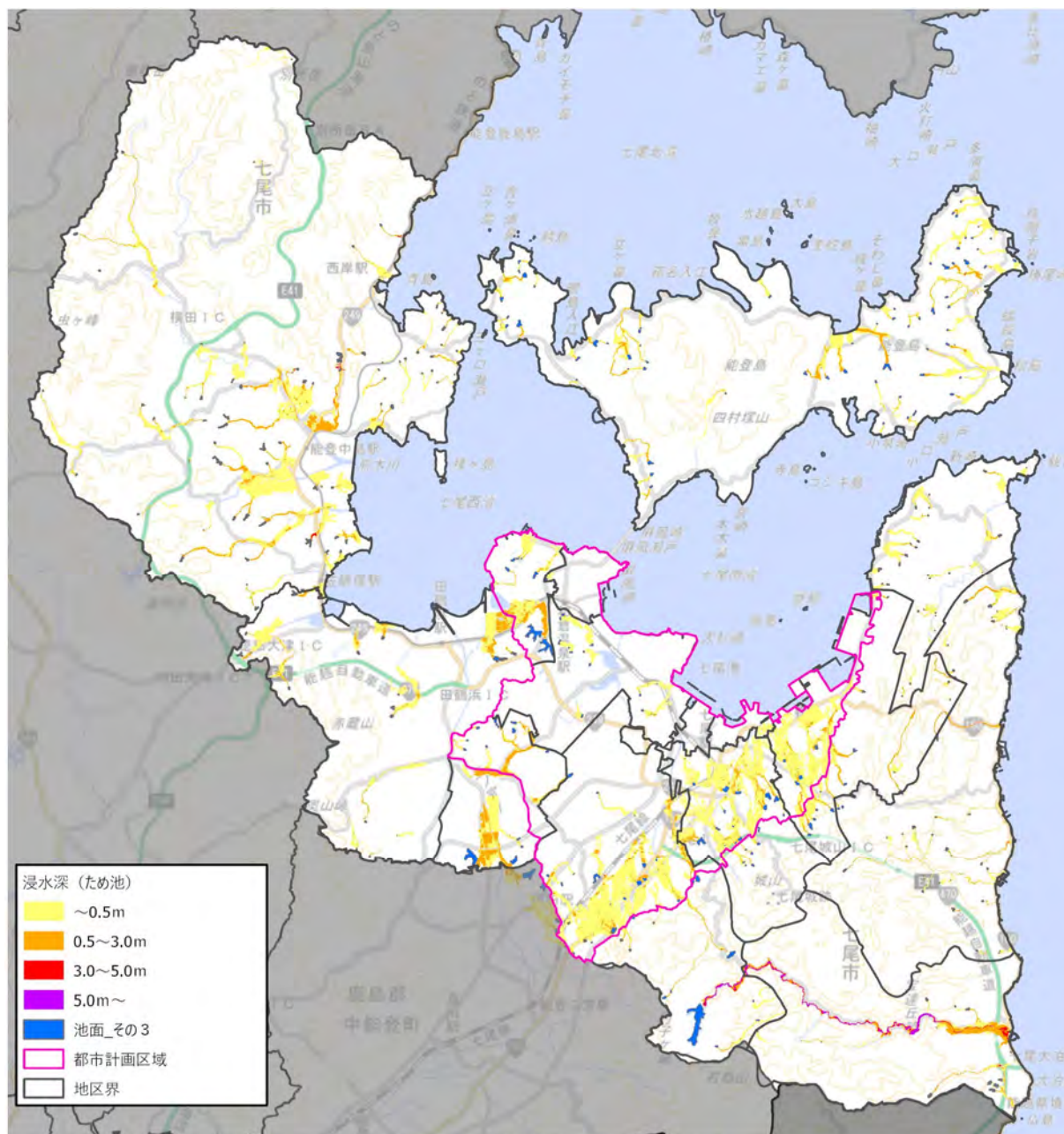
図1-55 津波浸水想定区域

1-10-3内水

(令和7年度作成予定)

1-10-4ため池

本市には 300 以上の多くのため池が分布し、ため池の堤体が決壊した場合の浸水が想定されている。



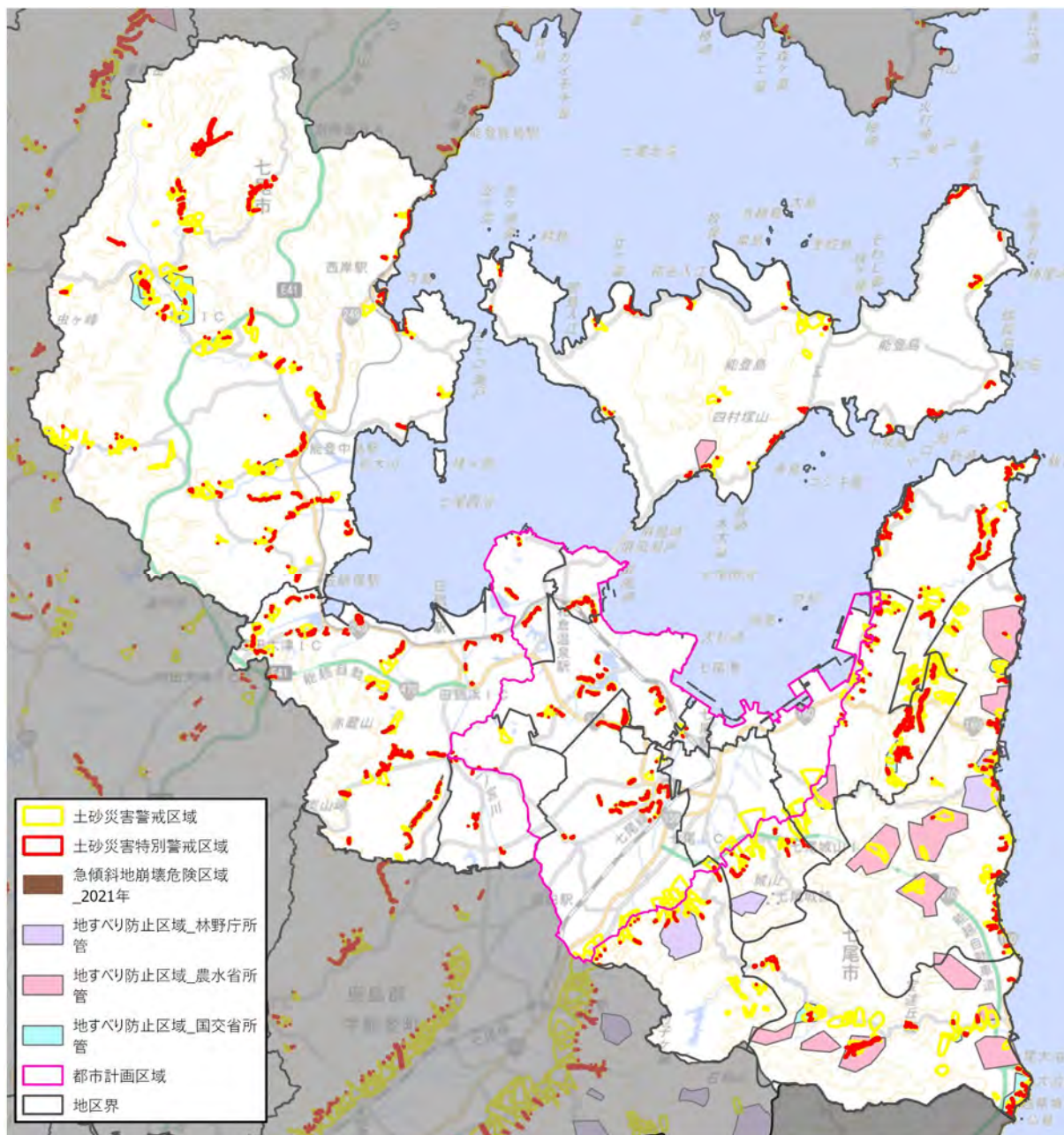
出典) 七尾市資料 H26

図 1-56 ため池 浸水 想定 区域

1-10-5土砂災害

本市においては土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域が市全域で指定され、土砂災害のリスクが高い地区が分布している。

一部区間が、土砂災害警戒(特別)区域等の土砂災害の危険性が高い地域を通る国県道がみられます。



出典) 七尾市資料

図1-57 土砂災害ハザード分布

1-10-6地震

(1) 被災状況（令和6年9月上旬（り災証明（R6.9.4時点）・公費解体（R6.9.12時点）））

<全建物>

建物数 55,147 棟（固定資産台帳データ（R5.12時点））のうち、16,681 棟（り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4時点））に被害（30.3%）が見られ、半壊以上が 7,348 棟（13.3%）、半壊未満が 9,333 棟（16.9%）となっている。

地区別被害割合は、石崎地区（46.5%）、和倉地区（44.0%）、西湊地区（39.4%）、御祓地区（37.9%）、矢田郷地区（34.8%）で高くなっている。

表 1-2 地区別被害状況（全建物）

地区	建物数	罹災証明にか かる調査 建物数	被害建物							合計	被害無し	半壊未満	半壊以上
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至 らない					
御祓地区	2,718	1,030	110	48	94	281	165	332	1,030	1,688	497	533	
袖ヶ江地区	2,522	774	42	31	54	163	170	314	774	1,748	484	290	
矢田郷地区	8,650	3,012	75	51	138	495	661	1,592	3,012	5,638	2,253	759	
東湊地区	3,818	1,085	47	42	74	186	287	449	1,085	2,733	736	349	
西湊地区	3,315	1,307	116	73	134	317	235	432	1,307	2,008	667	640	
石崎地区	2,305	1,072	94	54	111	354	189	270	1,072	1,233	459	613	
和倉地区	1,968	865	64	42	61	182	166	350	865	1,103	516	349	
徳田地区	6,278	1,471	72	39	88	322	273	677	1,471	4,807	950	521	
高階地区	1,775	373	31	23	32	106	62	119	373	1,402	181	192	
北大呑地区	1,567	197	12	11	11	36	35	92	197	1,370	127	70	
南大呑地区	1,667	146	4	3	4	27	29	79	146	1,521	108	38	
崎山地区	1,775	478	78	27	46	151	70	106	478	1,297	176	302	
田鶴浜地区	5,603	1,840	206	125	182	503	336	488	1,840	3,763	824	1,016	
中島地区	7,921	2,069	228	125	255	505	409	547	2,069	5,852	956	1,113	
能登島地区	3,265	962	142	70	98	253	177	222	962	2,303	399	563	
合計	55,147	16,681	1,321	764	1,382	3,881	3,264	6,069	16,681	38,466	9,333	7,348	

市資料を基に作成

出典：市資料 調査建物数・被害建物「り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4時点）」、建物数「固定資産台帳データ（R5.12時点）」

出典）被災現況調査（国土交通省）

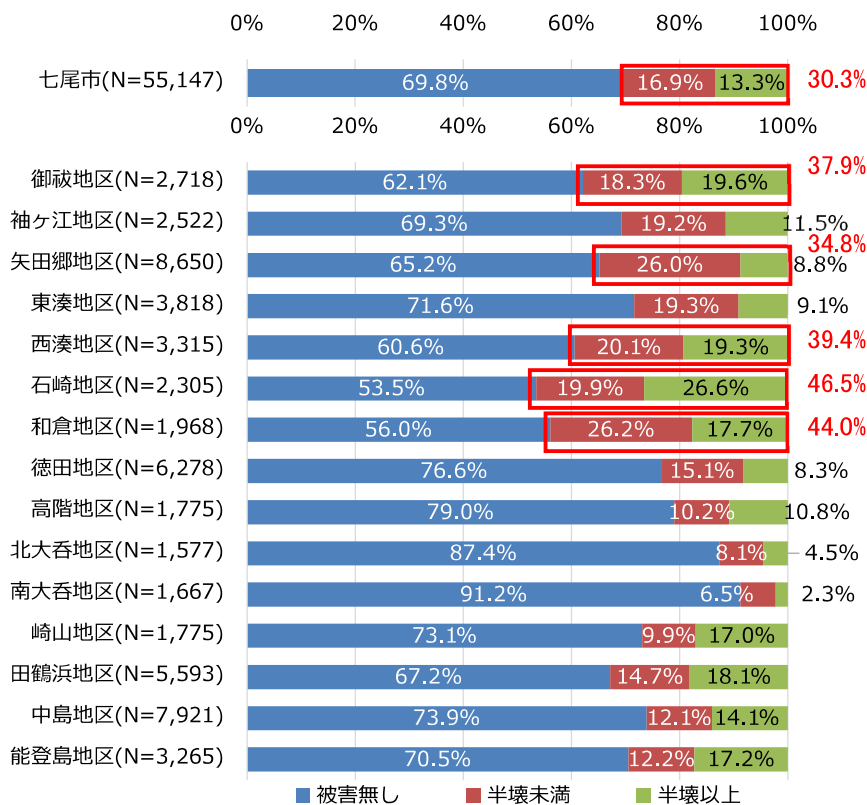


図 1-58 地区別被害割合（全建物）

木造・土蔵造の被害建物の割合（31.7%）が他の構造と比べて高くなっている。被害建物の構造別割合を見ると、半壊以上・未済ともに木造・土蔵造が90%以上を占めている。

表 1-3 構造別被害状況（全建物）

（棟数）

構造	建物数	罹災証明にか かる調査 建物数	被害建物							被害無し	半壊未済	半壊以上
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至 らない	合計			
木造・土蔵造	48,772	15,469	1,223	722	1,317	3,638	3,090	5,479	15,469	33,303	8,569	6,900
軽量鉄骨造	2,164	347	12	5	11	44	43	232	347	1,817	275	72
鉄骨造	2,680	358	17	8	22	67	69	175	358	2,322	244	114
鉄筋コンクリート造	740	81	4	1	1	12	14	49	81	659	63	18
鉄筋鉄骨コンクリート造	188	12	1	0	2	2	1	6	12	176	7	5
コンクリートブロック造・石造	596	33	4	1	2	11	7	8	33	563	15	18
その他	7	2	1	0	0	0	0	1	2	5	1	1
小計	55,147	16,302	1,262	737	1,355	3,774	3,224	5,950	16,302	38,845	9,174	7,128
不明	—	379	59	27	27	107	40	119	379	—	159	220
合計	55,147	16,681	1,321	764	1,382	3,881	3,264	6,069	16,681	38,466	9,333	7,348

市資料を基に作成

出典：市資料 調査建物数・被害建物「り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4時点）」、構造及び建物数「固定資産台帳データ（R5.12時点）」

出典）被災現況調査（国土交通省）

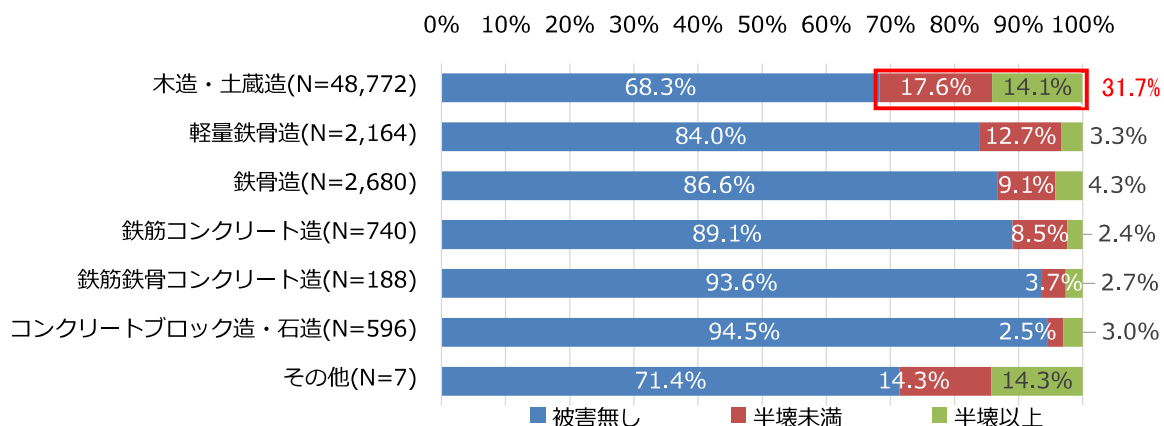


図 1-59 構造別被害割合（全建物）

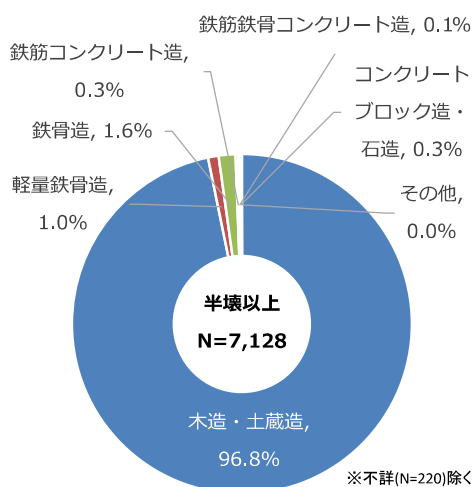


図 1-60 半壊以上の構造別割合（全建物）

被害建物のうち、旧耐震（～S56）では、半壊以上が 58.8%、新耐震（S56～H12）では 27.4%、新耐震（H12～H21）では 11.4%、新耐震（H22～）では 4.1%となっている。

半壊以上の築年別割合は、旧耐震が 80%以上を占めている。

半壊以上の被害割合を見ると、新耐震が旧耐震と比べて、全壊や大規模半壊の割合が低くなる傾向となっている。

表 1-4 築年別被害状況（全建物）

築年		建物数	罹災証明にかかる調査建物数	被害建物							(棟数)		
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	合計	被害無し	半壊未満	半壊以上
旧耐震	S25以前	10,145	2,891	598	248	406	843	383	413	2,891	7,254	796	2,095
	S25～S56	23,271	6,843	527	377	706	2,015	1,451	1,767	6,843	16,428	3,218	3,625
新耐震	S56～H12	15,097	4,410	110	93	223	781	1,110	2,093	4,410	10,687	3,203	1,207
	H12～H21	3,890	1,196	12	13	13	98	214	846	1,196	2,694	1,060	136
	H22以降	2,448	918	4	4	3	27	58	822	918	1,530	880	38
不詳		296	44	11	2	4	10	8	9	44	252	17	27
小計		55,147	16,302	1,262	737	1,355	3,774	3,224	5,950	16,302	38,845	9,174	7,128
不明		—	379	59	27	27	107	40	119	379	—	159	220
合計		55,147	16,681	1,321	764	1,382	3,881	3,264	6,069	16,681	38,466	9,333	7,348

出典：市資料 調査建物数・被害建物「り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4時点）」、築年及び建物数「固定資産台帳データ（R5.12時点）」

出典）被災現況調査（国土交通省）

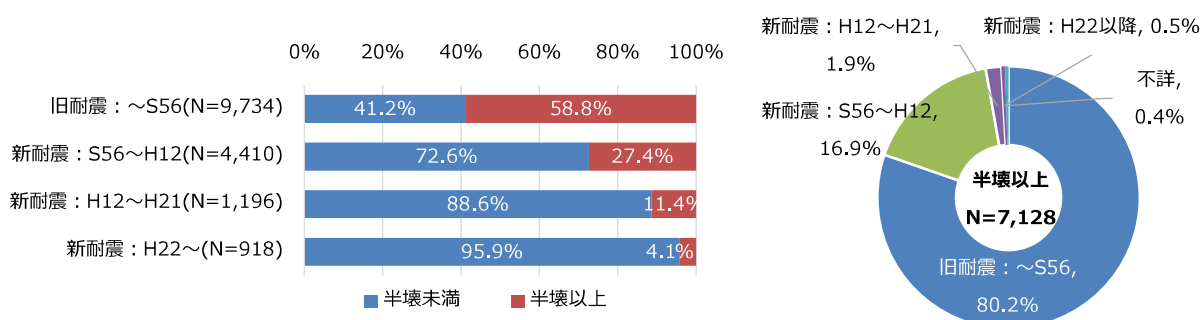


図 1-61 築年別被害割合・半壊以上の築年別割合（全建物）

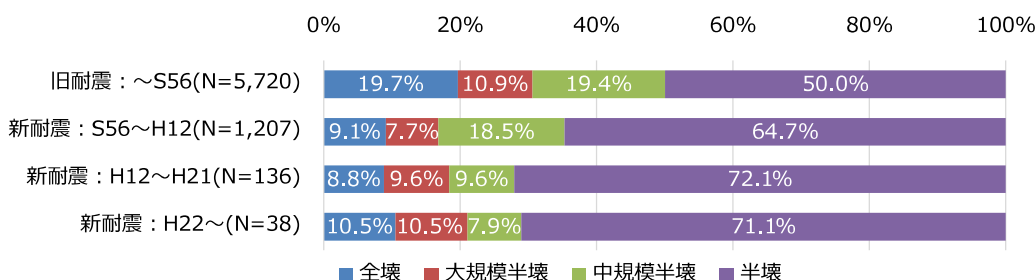


図 1-62 築年別における半壊以上の被害割合（全建物）

<住家>

建物数 29,647 棟（固定資産台帳データ（R5.12 時点））のうち、13,629 棟（り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4 時点））に被害（46.0%）が見られ、半壊以上が 4,643 棟（15.7%）、半壊未満が 8,986 棟（30.3%）となっている。

地域別被害割合は、石崎地区（60.3%）、中島地区（57.8%）、和倉地区（56.4%）、西湊地区（53.2%）、御祓地区（50.2%）で高くなっている。

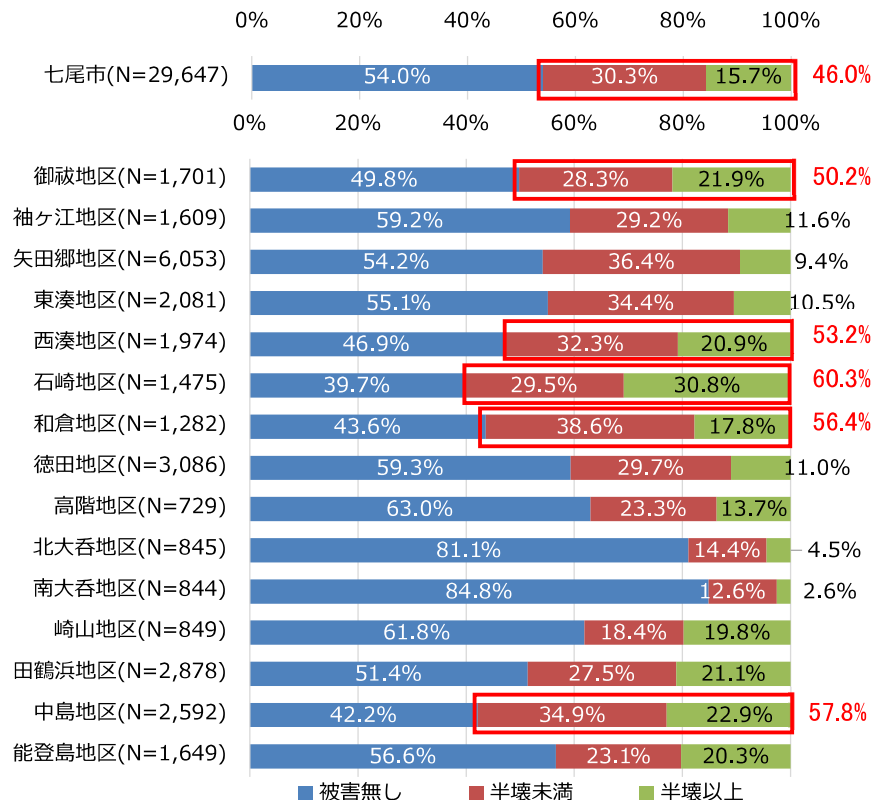
表 1-5 地区別被害状況（住家）

地区	建物数	罹災証明にかか る調査建物数	被害建物							被害無し	半壊未満	半壊以上
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	合計			
御祓地区	1,701	854	47	30	63	232	161	321	854	847	482	372
袖ヶ江地区	1,609	656	17	16	36	117	165	305	656	953	470	186
矢田郷地区	6,053	2,772	31	32	120	384	644	1,561	2,772	3,281	2,205	567
東湊地区	2,081	934	11	20	45	143	278	437	934	1,147	715	219
西湊地区	1,974	1,049	34	47	89	242	220	417	1,049	925	637	412
石崎地区	1,475	890	44	37	99	275	175	260	890	585	435	455
和倉地区	1,282	723	25	23	51	129	154	341	723	559	495	228
徳田地区	3,086	1,255	21	23	63	233	267	648	1,255	1,831	915	340
高階地区	729	270	6	8	21	65	60	110	270	459	170	100
北大呑地区	845	160	3	3	6	26	34	88	160	685	122	38
南大呑地区	844	128	1	0	3	18	29	77	128	716	106	22
崎山地区	849	324	17	17	29	105	59	97	324	525	156	168
田鶴浜地区	2,878	1,400	71	82	121	334	325	467	1,400	1,478	792	608
中島地区	2,592	1,499	54	70	139	331	382	523	1,499	1,093	905	594
能登島地区	1,649	715	48	43	68	175	169	212	715	934	381	334
合計	29,647	13,629	430	451	953	2,809	3,122	5,864	13,629	16,018	8,986	4,643

市資料を基に作成

出典：市資料 調査建物数・被害建物「り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4 時点）」、建物数「固定資産台帳データ（R5.12 時点）」

出典）被災現況調査（国土交通省）



出典）被災現況調査（国土交通省）

図 1-63 地区別被害割合（住家）

構造被害割合は、鉄骨造（58.5%）、木造・土蔵造（45.8%）、軽量鉄骨造（43.0%）が他の構造と比べて高くなっている。被害建物の構造別割合を見ると、半壊以上・未済ともに木造・土蔵造が90%以上を占めている。

表 1-6 構造別被害状況（住家）

構造	建物数	罹災証明にか かる調査 建物数	被害建物							被害無し	半壊未済	半壊以上
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至 らない	合計			
木造・土蔵造	27,979	12,827	412	439	929	2,731	2,984	5,332	12,827	15,152	8,316	4,511
軽量鉄骨造	693	298	3	3	6	21	39	226	298	395	265	33
鉄骨造	446	261	5	1	9	28	55	163	261	185	218	43
鉄筋コンクリート造	335	65	3	0	0	5	11	46	65	270	57	8
鉄筋鉄骨コンクリート造	112	7	0	0	0	0	1	6	7	105	7	0
コンクリートブロック造・石造	82	11	0	0	1	2	3	5	11	71	8	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	29,647	13,469	423	443	945	2,787	3,093	5,778	13,469	16,178	8,871	4,598
不明	—	160	7	8	8	22	29	86	160	—	115	45
合計	29,647	13,629	430	451	953	2,809	3,122	5,864	13,629	16,018	8,986	4,643

（棟数）

市資料を基に作成
出典：市資料 調査建物数・被害建物「り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4時点）」、構造及び建物数「固定資産台帳データ（R5.12時点）」

出典）被災現況調査（国土交通省）

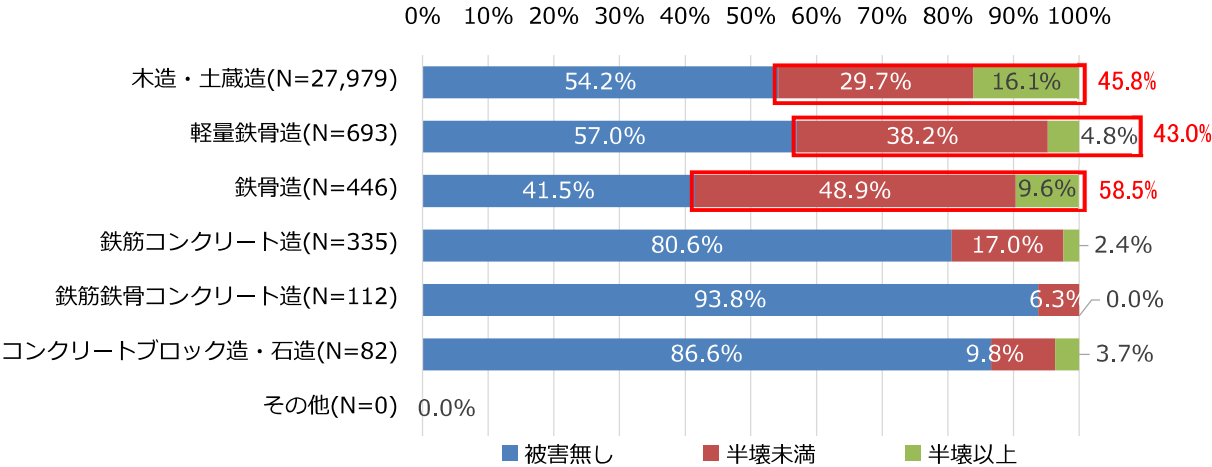


図 1-64 構造別被害割合（住家）

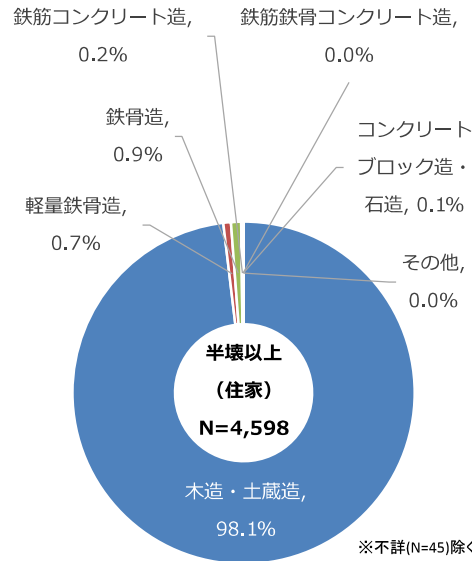


図 1-65 半壊以上の構造別割合（住家）

被害建物のうち、旧耐震（～S56）では、半壊以上が47.5%、新耐震（S56～H12）では24.1%、新耐震（H12～H21）では9.8%、新耐震（H22～）では3.1%となっている。

半壊以上の築年別割合は、旧耐震が70%以上を占めている。

半壊以上の被害割合を見ると、新耐震が旧耐震と比べて、全壊や大規模半壊の割合が低くなる傾向となっている。

表 1-7 築年別被害状況（住家）

築年		建物数	罹災証明にかかる調査建物数	被害建物							(棟数)		
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない	合計	被害無し	半壊未満	半壊以上
旧耐震	S25以前	3,403	1,728	147	109	216	516	361	379	1,728	1,675	740	988
	S25～S56	12,530	5,535	217	251	522	1,469	1,381	1,695	5,535	6,995	3,076	2,459
新耐震	S56～H12	9,285	4,118	49	71	193	681	1,083	2,041	4,118	5,167	3,124	994
	H12～H21	2,637	1,158	5	9	10	90	205	839	1,158	1,479	1,044	114
	H22以降	1,760	898	2	2	2	22	55	815	898	862	870	28
不詳		32	32	3	1	2	9	8	9	32	0	17	15
小計		29,647	13,469	423	443	945	2,787	3,093	5,778	13,469	16,178	8,871	4,598
不明		—	160	7	8	8	22	29	86	160	—	115	45
合計		29,647	13,629	430	451	953	2,809	3,122	5,864	13,629	16,018	8,986	4,643

市資料を基に作成
出典：市資料 調査建物数・被害建物「り災（被災）証明書発行状況データ（R6.9.4時点）」、築年及び建物数「固定資産台帳データ（R5.12時点）」

出典）被災現況調査（国土交通省）

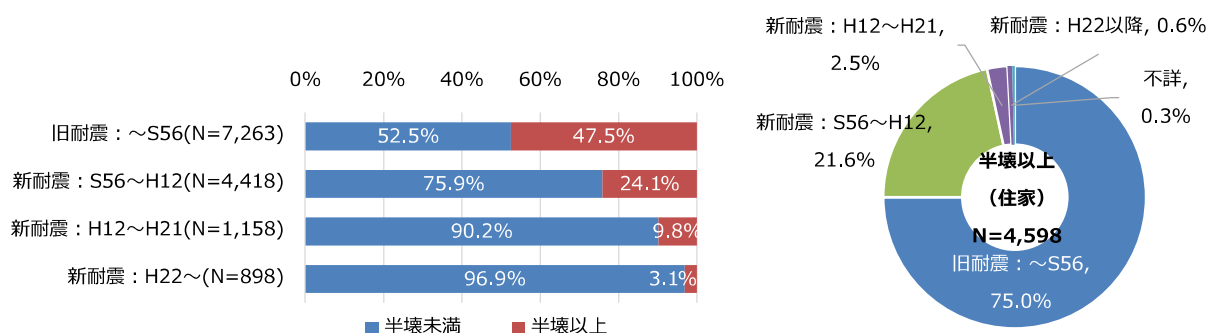


図 1-66 築年別被害割合 ・ 半壊以上の築年別割合（住家）

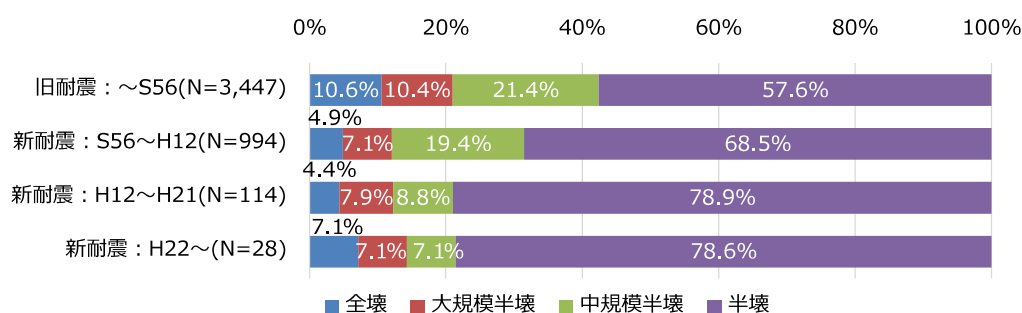
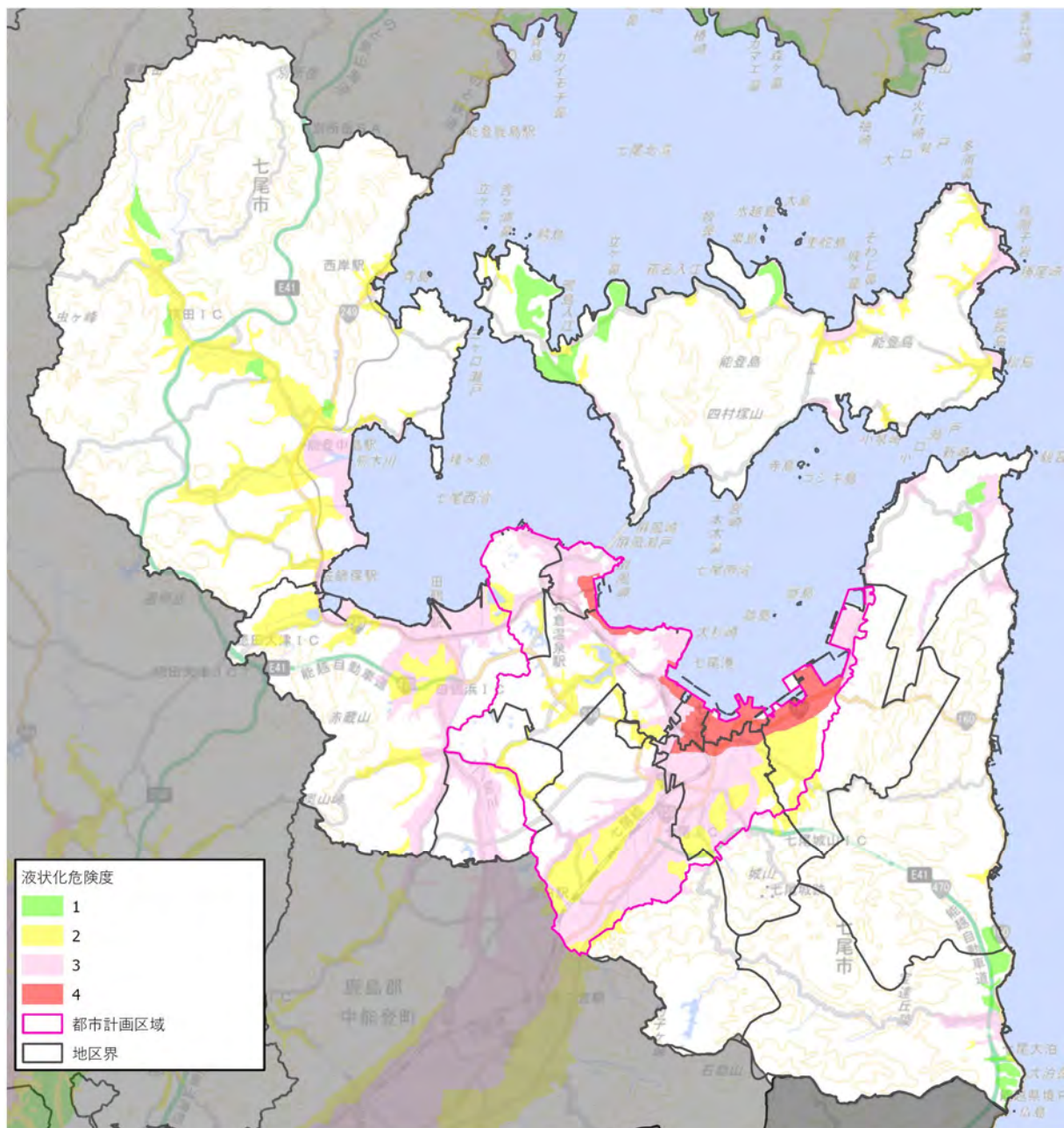


図 1-67 築年別における半壊以上の被害割合（住家）

(2) 液状化

七尾港周辺において液状化の危険度が高い。また、農地として利用されている平地を中心に液状化危険度が高い傾向がみられる。



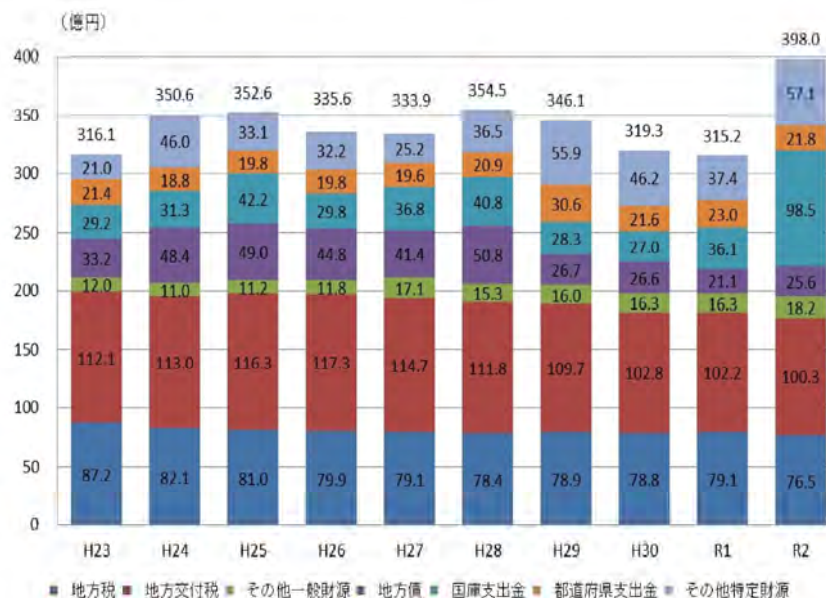
出典) 七尾市資料

図1-68 液状化危険度

1-1 1.財政

1-11-1歳入

本市の令和2年度の普通会計の歳入は、約398億円となっている。市の裁量で使うことができる「一般財源」はおよそ200億円前後で推移しており、そのうち「地方税」はやや減少傾向にある。

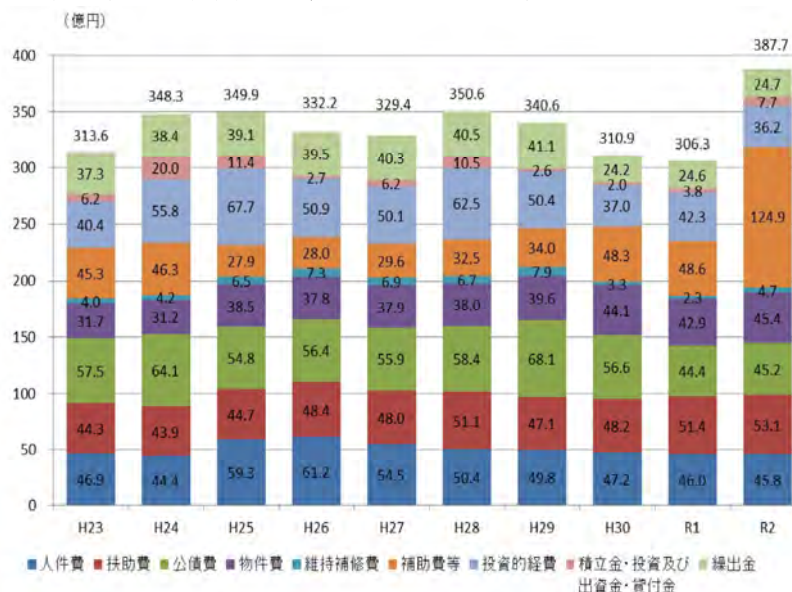


出典) 七尾市公共施設等総合管理計画 (R4年3月改訂)

図1-69 歳入決算額の推移

1-11-2歳出

本市の令和2年度の普通会計の歳出は、約388億円である。制度として支出が義務付けられている「義務的経費」はおよそ150億円前後で推移しており、そのうち「扶助費」は平成23年度の44億円から令和2年度の53億円へと増加している。今後も「扶助費」の増大とともに、「義務的経費」の増加が懸念される。

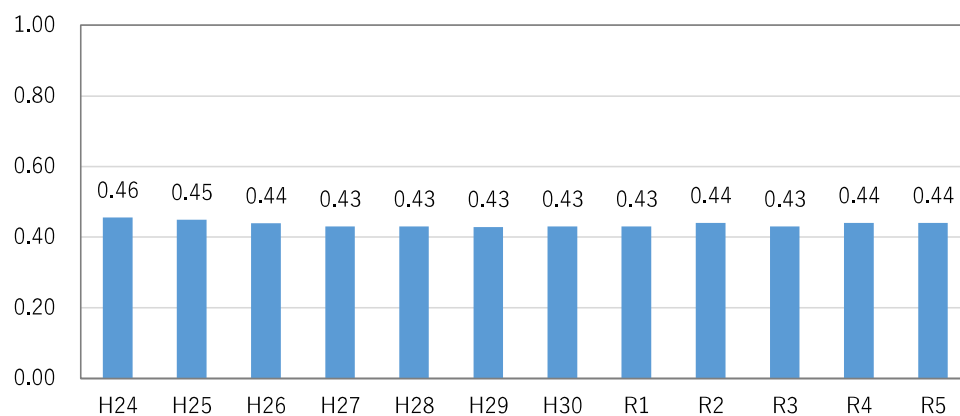


出典) 七尾市公共施設等総合管理計画 (R4年3月改訂)

図1-70 歳出決算額の推移

1-1 1-3 財政力指数

本市の財政力指数は 0.43～0.46 と低調で推移している。



財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

出典) 七尾市決算カード

図1-71 財政力指数の推移

2. 上位関連計画の整理

2-1. 対象計画の整理

下記の資料（総合計画や上位関連計画）をもとに、七尾市における都市の位置付け及び都市づくりにおける方向性(方針)等を把握、整理した。

表 2-1 資料一覧

No	分野	計画名	作成年月
1	全般	石川県成長戦略	令和 5 年 9 月
2		七尾都市計画区域マスタープラン	平成 30 年 5 月
3		第 2 次七尾市総合計画	令和元年 5 月
4		七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）	令和 3 年 9 月
5		七尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン	平成 27 年 10 月、 令和 2 年 7 月一部 見直し
6	復興	石川県創造的復興プラン	令和 7 年 4 月
7		七尾市戦略的復興プラン	令和 7 年 2 月
8	環境	第 2 次七尾市環境基本計画	平成 31 年 3 月
9		七尾市地球温暖化対策実行計画	令和 5 年 12 月
10	福祉	七尾市あったかプラン（七尾市老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画）	令和 6 年 3 月
11		第 3 次七尾市地域福祉計画	令和 3 年 3 月
12		第 2 期七尾市子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年 3 月
13	施設	七尾市学校施設長寿命化計画	令和 3 年 4 月
14		七尾市公共施設等総合管理計画	令和 4 年 3 月
15	産業	七尾市産業振興促進計画	令和 2 年 2 月
16	交通	七尾市地域公共交通計画	令和 5 年 3 月
17	景観	七尾市景観計画	平成 27 年 10 月
18	防災	七尾市地域防災計画	令和 4 年 10 月
19		七尾市国土強靱化地域計画	令和 2 年 3 月
20	SDGs	七尾市 SDGs 未来都市計画	令和 5 年 7 月
21	空家	七尾市空き家等対策計画	令和 7 年 3 月

2-2.石川県成長戦略（令和5年9月）

■基本目標（p.2）	幸福度日本一に向けた石川の未来の創造 ～住みやすく、働きやすい、活力あふれる石川県の実現～
■3つの目指す姿（p.3～5）	○ 住みやすい石川県 ○ 働きやすい石川県 ○ 活力あふれる石川県
■目指す姿を実現するための視点（p.6）	視点1：石川の新たな価値の創造 視点2：県民が健やかに安心して暮らせる社会の構築
■2つの視点に基づく6単位的戦略、2つの横断戦略（p.7）	<6つの戦略> 1.新たな時代を捉えて飛躍・成長する産業づくり 2.収益力の高い農林水産業と次世代につなぐ農山漁村づくり 3.個性と魅力にあふれる交流盛んな地域づくり 4.石川の未来を切り拓く人づくり 5.温もりのある社会づくり 6.安全・安心かつ持続可能な地域づくり <2つの横断的戦略> 1.デジタル活用の推進 2.カーボンニュートラルの推進
■立地適正化計画に関連する施策等（コンパクトプラスネットワーク）（p.72、80、161）	○ 地域の魅力を活かした賑わいのあるまちづくり 地域の実情に即した集約型のまちづくり支援 ○ 地域公共交通の利便性向上と過疎化・高齢化等の課題解決に向けた取組の推進 交通DXを推進し、MaaSの活用や自動運転など利便性向上、過疎化・高齢化等の課題解決を目指す。 ○ 持続可能な公共交通の維持・確保・充実 人口減少社会においても持続可能な地域公共交通の維持・確保・充実に努めるため、事業者や市町の取組を支援する。

2-3.七尾都市計画区域マスタープラン（平成30年5月）

■都市づくりの基本理念 (p.七尾-1)	①既存ストックを活かした集約型のまちづくり ②誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルを楽しめるまちづくり ③地域の宝を活かした観光交流型のまちづくり ④交流・連携軸の強化による地域の強みを活かし弱みを補うまちづくり ⑤地域主体の誇りと愛着を育むまちづくり
■地域毎の市街地像 (p.七尾-2)	①市街地ゾーン a 商業・業務ゾーン ○七尾駅周辺から七尾港周辺は、中能登地域の中心都市として商業・業務、サービス機能等の多様な都市機能の集積を図る。 ○能登食祭市場や七尾マリニパーク周辺は、広域的な交流拠点として、みなと文化の感じられるにぎわいのある魅力的な空間の形成を図る。 ○和倉温泉地区では、情緒ある温泉街の形成に向けて、観光の振興、温泉街のにぎわいの再生とともに、回遊路や散策路の整備などにより、歩いて楽しめる魅力的な温泉街としてのイメージアップを図る。 b 居住ゾーン ○商業・業務ゾーン周辺では、既存の住宅と歴史・文化が感じられる商店街や事業所が共存し、利便性が高くにぎわいのある土地利用を図る。 ○七尾市街地の縁辺部では、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。 ○和倉地区の旧市街地では、温泉街と一体となった安全・快適に住み続けられる住宅地として居住環境の改善を図る。 c 工業ゾーン ○臨港地区に指定されている七尾港に面する工業地は、周辺環境への影響に配慮しつつ、木材物流の総合拠点化に向けた機能の維持・増進を図る。 ②農業ゾーン ○市街地周辺の農業ゾーンは、集落や里山と一体となって良好な田園環境を形成しているため、今後とも適切な土地利用の誘導による保全を基本とする。 ○市街地近郊やインターチェンジ周辺等の開発圧力の高い地区では、先導的かつ計画的な土地利用の規制・誘導を図る。 ○既存の集落では、周辺の良好な田園環境に配慮しつつ、今後とも地域の歴史性や文化性を活かした、快適でゆとりある居住環境の保全を図る。 ③自然保全ゾーン ○市街地を取り囲む山地・丘陵地は、水源涵養や自然環境の保全、市街地からの景観要素など、森林の持つ多面的な機能を保全し、豊かな歴史・自然環境資源として活用を図る。 ○能登半島国定公園に指定されている海岸線は、自然の生態系を育む貴重な財産として自然環境を保全するとともに、海洋性の観光・レクリエーション地としての活用を図る。

2-4.第2次七尾市総合計画（令和元年5月）

■まちづくりの基本理念 (p.15)	○ 平成17年に策定した「市民の願いー七尾市民憲章ー」を第2次総合計画の基本理念とする。 ＜市民の願いー七尾市民憲章ー＞ 古き歩みを誇りつつ 文化の薫るふるさとに 豊かな未来夢ひらくなみおだやかに碧光り ななおのまちに人集う おとなも子どもも手をつなぎ しあわせの和を広げよう
■目指す将来像 (p.15)	○ 能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお
■まちづくりの基本方針 (p.17)	○ まちづくりの基本理念に基づき、七尾市の目指す将来像を実現するために、市民憲章のキーワードを基に、以下に掲げる7つのまちづくりの基本方針による取組を進める。 （興す）地域の宝を活かした市民がいきいきと働けるまち （集う）住む人、訪れる人の流れをつくり人が集うまち （育む）次代を担う輝く子どもたちを総ぐるみで育むまち （受継ぐ）恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち （安らぐ）福祉・保健・医療がいきとどき安心していきいきと暮らせるまち （暮らす）安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち （支え合う）支え合いのネットワークがはりめぐらされたまち
■立地適正化計画に関連する施策等（コンパクトプラスネットワーク） (p.74)	○ 持続可能な公共交通ネットワークの形成 ①JR七尾線やのと鉄道の維持確保 交通事業者や関係機関と連携し、ダイヤや乗り継ぎなどの利便性の向上による利用促進を図り、鉄道の維持確保に努める。 ②バス等地域公共交通網の構築 地域公共交通網の要である生活バス路線の存続・維持に努め、コミュニティバスやタクシー、デマンド交通や地域有償運送などの新しい交通手段との連携により、それぞれの地域の実情に応じた効率の良い公共交通網の構築を図る。 ③誰も利用しやすい公共交通サービスの提供 高齢者や障害者などの地域の交通弱者に加え、観光客などの来訪者も利用しやすい公共交通サービスを提供し、利用者の確保を図る。

2-5.七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）（令和3年9月）

■総合戦略の位置づけ（p.1）	○ 国が策定した第2期総合戦略の政策の基本目標を踏まえ、本市における人口減少、少子高齢化、都市機能や市民生活における地域格差の問題など、喫緊の課題解決に向けて、多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの創生を図る好循環の確立を目指す。
■基本的な考え方（p.1）	○ 本市が今後進めるべき施策方針を総合的にとりまとめた「第2次七尾市総合計画（令和元年度～令和10年度）」及び第1期「七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で進めてきた取組を踏まえ、本市の持続的発展に向け、「第2次七尾市総合計画」の各取り組みについて、優先順位とその効果をにらみ、横断的かつ有機的に連携し、確実に目標達成を目指す。
■4つの柱と10の基本的施策（p.5～20）	①若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ⇒少子化対策の充実、子育て環境の充実 ②担い手を育て、地域産業を支える ⇒農林水産業の振興、地域産業の振興、新たな産業の創出 ③七尾への新しい人の流れをつくる ⇒交流人口の拡大、関係人口の創出拡大、移住定住の促進 ④安心な暮らしを守り、誰もが活躍できる地域社会をつくる ⇒生活環境の充実、持続可能なまちづくりの推進

2-6.七尾市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年10月、令和2年7月一部見直し）

■目指すべき将来の方向の設定
(p.87)

○ 七尾市における若い世代が希望する就労、結婚・妊娠・出産・子育ての実現

○ 東京や金沢市への大量の人口流出に歯止めをかける

○ 人口減少・超高齢社会など時代を見据えた都市の構築

■人口の将来展望
(R2年一部見直し
p.1)

中期目標

令和 7 年(2025 年)：U・I・J ターンの促進や定住の促進等により、転出と転入の均衡を図る。

令和 12 年(2030 年)：子育て支援策等の充実により、国民希望出生率の 1.80 を目指す

長期目標

令和 42 年(2060 年)：人口規模 30,000 人の確保及び人口構造の若返りを目指す。

【目標人口の見直し前後での比較表】

年	①目標人口（見直し後）	②目標人口（見直し前）
平成27年(2015年)	55,325	54,208
令和2年(2020年)	52,354	50,780
令和7年(2025年)	50,144	48,326
令和12年(2030年)	47,760	45,966
令和17年(2035年)	45,288	43,559
令和22年(2040年)	42,706	41,036
令和27年(2045年)	40,361	38,640
令和32年(2050年)	38,268	36,500
令和37年(2055年)	36,365	34,584
令和42年(2060年)	34,841	32,890

※ 令和12年(2030年)時点での見直し後の目標人口は48,500人

【参考】										
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
①目標人口（見直し後）	55,325	52,354	50,144	47,760	45,288	42,706	40,361	38,268	36,365	34,841
②目標人口（見直し前）	54,208	50,780	48,326	45,966	43,559	41,036	38,640	36,500	34,584	32,890
差(①-②)	1,117	1,774	1,818	1,794	1,729	1,670	1,721	1,768	1,781	1,951

2-7.石川県創造的復興プラン（令和7年4月）

■創造的復興の ローガン（p.15）	能登が示す、ふるさとの未来 Noto, the future of country
■創造的復興に向け た基本姿勢 （p.15～17）	1.地域が考える地域の未来を尊重する 2.あらゆる主体が連携して復興に取り組む 3.若者や現役世代の声を十分に反映する 4.女性や外国人、障害のある人など多様な視点を積極的に取り入れる 5.多様な形で地域のことに携わる関係人口を活かす 6.ありたい社会をもとに持続可能なインフラを考える 7.能登全体を俯瞰し互いの地域が協力していく 8.能登のブランド価値を外の目線で捉えなおす 9.デジタル技術による可能性の広がり挑戦する 10.調査・統計や地図情報などのデータを踏まえる 11.平時の延長で有事に備える 12.積極的に情報を発信する
■創造的復興リー ディングプロジェク ト※（p.43～57） ※能登の人々が将来に向けて 夢と希望が持てるような、そ して、外からも多くの人々を 引き付けるような、「新しい 能登」を創造する夢のある思 い切ったプロジェクト	取組 1：復興プロセスを活かした関係人口の拡大 取組 2：能登サテライトキャンパス構想の推進 取組 3：能登に誇りと愛着が持てるような「学び」の場づくり 取組 4：新たな視点に立ったインフラの強靱化 取組 5：自立・分散型エネルギーの活用などグリーンイノベーションの推進 取組 6：のと里山空港の拠点機能の強化 取組 7：利用者目線に立った持続可能な地域公共交通 取組 8：奥能登版デジタルライフラインの構築 取組 9：能登の「祭り」の再興 取組 10：震災遺構の地域資源化に向けた取り組み 取組 11：能登半島国定公園のリ・デザイン 取組 12：トキが舞う能登の実現 取組 13：産学官が連携した復興に向けた取り組みの推進
■創造的復興に向け た具体的取り組み （p.58）	教訓を踏まえた災害に強い地域づくり 大施策 1：公共土木施設などの復旧促進 大施策 2：災害廃棄物の処理促進 大施策 3：早期復旧に向けた事業者や支援者に対する支援 大施策 4：復旧・復興を担う人材等の確保 大施策 5：公共インフラ・施設等の強靱化 能登の特色ある生業（なりわい）の再建 大施策 1：被災した事業者の早期再建 大施策 2：農林水産業の再建 大施策 3：伝統工芸産業の再建 大施策 4：商店街の再建 大施策 5：観光産業の再建 大施策 6：新たなビジネスの創出 暮らしとコミュニティの再建 大施策 1：暮らしと住まいの再建 大施策 2：祭りや文化財の再建 大施策 3：文化・スポーツの力の活用 大施策 4：地域公共交通の再建 大施策 5：スマートな生活の実現 誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり 大施策 1：医療・福祉・子育て支援体制の充実強化 大施策 2：学びの環境の再建 大施策 3：豊かな自然環境を活かした能登の魅力の向上 大施策 4：集落が災害時に孤立しないための備え 大施策 5：被災者・被災地への支援の充実 大施策 6：危機管理対応の充実と今回の震災の検証

2-8.七尾市戦略的復興プラン（令和7年2月）

■復興のまちづくりの将来像（p.2）	すべての暮らしと営みに幸せを みんなの笑顔が輝くまち								
■復興に向けた基本理念（p.8）	市民のねがい -七尾市民憲章- 古き歩みを誇りつつ 文化の薫るふるさとに 豊かな未来夢ひらく なみおだやかに碧光り ななおのまちに人集う おとなも子どもも手を つなぎ しあわせの和を広げよう								
■土地利用の考え方（p.10～11）	○ 中心市街地及び和倉エリアは、地域の中心拠点として地域経済の維持に必要な公共インフラ・施設などの強靱化を図り、重要な都市機能を強化。 ○ 各地区において震災前以上に安心して暮らせるよう、各地域づくり協議会を核としたコミュニティの再生や居住環境の再建に取り組む。 ○ 産業の復興や中心市街地の利便性を高めるため、地域の中心拠点や生活拠点の広域的な連携を促進。 ○ 各集落において復旧を進め、現地再建を支援していくとともに、各地域で話し合いを通じて、災害リスクや孤立可能性の高いエリアなどから拠点への移転を支援（必要に応じて災害の危険なエリアの立地規制を検討）。 重点エリア連携軸 中心市街地と和倉地区の被災地域による連携と地域の持続的な発展を支援する <table border="1" data-bbox="1043 981 1442 1126"> <thead> <tr> <th>凡例</th> <th>重点方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重点エリア</td> <td>地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点</td> </tr> <tr> <td>地域交流エリア</td> <td>防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総越自動車道、のと能山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化</td> </tr> </tbody> </table>	凡例	重点方針	重点エリア	地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点	地域交流エリア	防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点		総越自動車道、のと能山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化
凡例	重点方針								
重点エリア	地域の中核的機能を担う人口や都市機能が集積した本市全体の拠点								
地域交流エリア	防災機能を備えた住民主体のコミュニティの核となる拠点								
	総越自動車道、のと能山海道のさらなる強化による産業面・観光面・生活面での広域的な連携・交流強化								
■創造的復興に向けた重点プロジェクト（p.14～22）	①被災者一人ひとりに寄り添った生活再建プロジェクト ②地域コミュニティ再生プロジェクト ③震災の経験を生かしたインフラ強靱化プロジェクト ④なりわい再建プロジェクト ⑤和倉温泉創造的復興プロジェクト ⑥スポーツ・歴史文化で賑わい創出プロジェクト ⑦未来を担うひとづくりプロジェクト								
■復興に向けた基本方針と分野別創造的復興施策（p.8、p.25～42）	①ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくり ⇒くらしとコミュニティの再建、持続可能なまちづくり 生活環境の再生と充実 ②地域資源を活かしたなりわいの再建と創出 ⇒農林水産業の再生・振興、新たな産業の創出 地域産業の再生・振興 ③ヒト・モノ・カネの流れの回復と創出 ⇒交流人口の拡大、定住人口の確保、関係人口の創出と拡大 ④まちの持続を支える次代を担うひとづくり ⇒少子化対策の充実、学校教育の充実、子育て環境の充実								

2-9.第2次七尾市環境基本計画（平成31年3月）

■めざす将来像 (p.2)	能登の未来を牽引し七色に輝く 市民活躍都市 ななお
■基本テーマ (p.2)	みんなの心が育む、人と環境にやさしいまち・ななお
■環境保全・共生の 主要施策 (p.4～18)	自然を守り育て共に生きる「自然環境」 ①身近な自然環境の保全 ⇒健全な里山の育成、里海の景観と環境の保全 ②地域固有の生物の生育環境の保護・保全 ⇒ペットの適正管理から始める生態系保護 ③市民主体の環境共生、ふれあい活動の推進 ⇒自然とふれあう活動機会の確保 暮らし続ける環境を創る「生活環境」 ①健全な暮らしを支える環境づくり ⇒環境の現況把握の推進、空き家等の適正管理 下水道等の整備による排水対策 ②「もったいない」の心で取り組む「ごみゼロ」のまちづくり ⇒資源循環型社会づくりの推進、廃棄物の適正処理の推進 不法投棄等の防止 ③市民が守り、育て、創る景観づくり ⇒景観の核となる景観拠点の創出、魅力ある文化的景観の保全 景観の重要な背景となる自然景観の育成 美しい地球を子や孫に引き継ぐ「地球環境」 ①地球温暖化対策の推進 ⇒省エネルギー・省資源化活動の促進 再生可能エネルギー導入の促進

2-10.七尾市地球温暖化対策実行計画（令和5年12月）

■基本理念 (p.53)	脱炭素を通じて、地域の魅力と質を向上させることで、人口減少という地域課題の解決を目指す～脱炭素なまちづくりを目指す～
■温室効果ガス排出量の削減目標 (p.55、95)	短期目標 ⇒2030（R12）年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減（2013 年度：471.0 千 t-CO₂→2030 年度：235.5 千 t-CO₂） 長期目標 ⇒2050（R32）年度までにカーボンニュートラルの達成
■取組方針と施策 (p.54、p.57～68)	取組方針1：地域脱炭素を通じた「地域経済循環の実現」 ⇒トキ放鳥と連携した農地・森林整備、七尾湾の藻場保全 七尾港カーボンニュートラルポートの形成推進 家庭・事業所における再生可能エネルギー設備等の導入 市有施設・遊休地における再生可能エネルギー設備等の導入推進 取組方針2：地域脱炭素を通じた「新しい豊かな暮らしの創出」 ⇒省エネルギー建築 家庭・事業所における電気自動車等の環境配慮型自動車の導入 省エネルギー機器等の導入 公用車における電気自動車等の環境配慮型自動車の導入推進 公共交通サービスの充実循環型社会の形成 取組方針3：地域脱炭素を通じた「防災レジリエンスの向上」 ⇒避難所及び防災拠点施設のエネルギー安定確保 森林の適正な管理・整備、森林資源の活用 気候変動影響への適応策による防災・減災 取組方針4：地域脱炭素を通じた「多様な主体の協働・連携の推進」 ⇒環境教育・学習の推進、主体間連携・自治体間連携の推進

2 - 1 1 .七尾市あったかプラン（七尾市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画）（令和6年3月）

■基本理念 (p.33)	高齢者が健康で 生きがいを持ち 安心して暮らせる地域づくり
■基本方針 (p.33)	①誰もが住み慣れた地域や家庭で継続的かつ安定した生活ができるよう、介護サービス（「共助」）だけでなく、住民による「自助」「互助」を促進するため、地域の生活支援体制の推進を図る。 ②地域の自主性や主体性に基づき、介護予防等の地域づくりに一体的に取り組むとともに、高齢者の生きがいや社会参加の促進に努める。 ③限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、サービスの確保に努めるとともに、自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進する。 ④利用者の視点に立ったサービスの提供と自立した日常生活への支援を行うため、サービスの質の確保と向上に努める。 ⑤地域共生社会の実現を目指して、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に努める。
■基本目標及び基本 施策 (p.34～35)	基本目標 1：自立支援・介護予防の推進 ①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 ②疾病予防・健康づくりの推進 ③介護予防・日常生活支援総合事情の推進 ④社会参加・生きがいづくり・就労支援の促進 基本目標 2：日常生活支援体制の充実 ①在宅生活支援体制の充実 ②地域包括支援センターの機能強化 ③地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進 基本目標 3：住まい・住環境の整備 ①住環境の整備 ②住まいの確保・整備 基本目標 4：在宅医療・介護連携の推進 ①在宅医療・介護連携ネットワークの強化・推進 ②在宅医療・介護に関する普及啓発の推進 基本目標 5：介護サービスの円滑な運営 ①継続した介護サービスの提供 ②介護サービスの適正運営 基本目標 6： ①認知症の支援体制の充実 ②認知症への理解の促進及び見守り体制の構築 基本目標 7：権利擁護の推進 ①高齢者の権利擁護支援の推進 ②高齢者虐待防止対策の推進

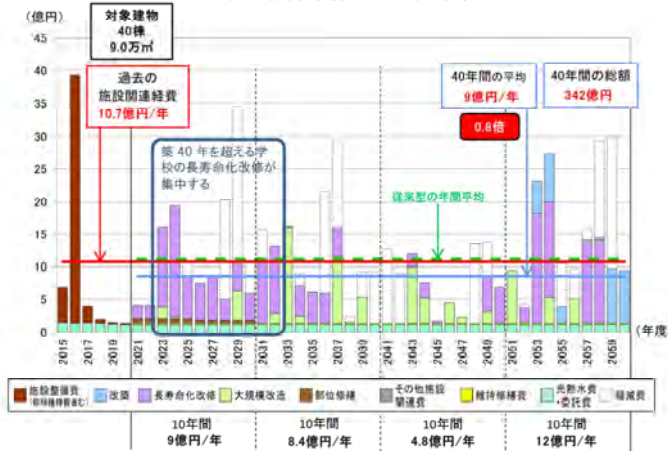
2-1 2.第3次七尾市地域福祉計画（令和3年3月）

■目指す将来像 (p.12)	希望と安心に満ちた福祉都市
■基本理念 (p.12)	1.すべての人が尊重され、共に生きるまちづくり 2.偏見や障壁がなく、自由に社会参加できるまちづくり 3.心豊かで、生き生きと暮らせるまちづくり
■施策の展開 (p.13、 p.16～22)	基本方針 1 支え合いの「しくみ」づくり ①地域福祉体制の充実 ⇒相談支援体制の充実、地域福祉ネットワークの充実 緊急連絡体制・支援体制の充実、地域福祉活動団体への支援 ②安心して暮らせるしくみづくり ⇒社会参加の促進、介護支援体制の充実、生活支援体制の充実 生活困窮者支援の充実、成年後見制度の利用促進 再犯防止に向けた取り組みの推進 ③安心して生み育てられるしくみづくり ⇒地域における子育て支援体制の構築 子どもの安全な居場所づくり要保護児童へのきめ細やかな対応 ④人にやさしい環境づくり ⇒ユニバーサルデザインの推進、生活環境の充実、交通手段の確保 ⑤適切な福祉サービスの利用促進 ⇒福祉サービスの利用に関する情報提供 サービス利用に結びついていない要支援者への対応 福祉サービスの質の確保 ⑥健康づくりの支援 ⇒地域における健康づくり活動の支援 基本方針 2 支え合いの「ところ」づくり ①地域福祉を支える人づくり ⇒活動の中心となる人材の育成、活動の担い手となる人材の育成 ②支え合う意識づくり ⇒広報・啓発活動の充実、福祉教育の充実、体験学習の充実 こころのバリアフリーの推進 基本方針 3 支え合いの「活動の場」づくり ①地域における活動の場づくり ⇒通いの場の充実 ②活躍できる場の充実 ②就労・雇用の促進 ⇒高齢者の就労支援の充実、障害者の就労支援の充実 生活困窮者の就労支援の充実 ③地域交流の促進 ⇒世代間交流の促進、福祉関係施設と地域住民との交流促進 当事者同士の交流促進

2-1 3.第2期七尾市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月）

■基本理念 (p.17)	「わくわく子育てみんなで支えあう心豊かな七尾っ子」 Ⅰ「子どもの最善の利益が実現されるよう、七尾っ子一人ひとりの個性を尊重し、健やかで心豊かに育つような環境づくりを進める」 Ⅱ「保護者が子育てを通して、親として成長し、子育てや子どもの成長に伴い喜びや生きがいを実感できるよう、男女が協力して子育てできる環境づくりを進める」 Ⅲ「子育てや親育てを家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野のすべての構成員で支える社会づくりを進める」
■基本目標と施策の展開 (p.18、p.40～45)	基本目標Ⅰ【子ども】：子どもの視点に立ち、すべての子どもの学びと育ちを応援する ①幼児期の教育・保育の充実 ⇒質の高い幼児教育・保育の提供、多様な保育サービスの充実 ②子どもの心身の健やかな成長に資する教育力の向上 ⇒児童の健全育成、子どもの豊かな心の育成、子どもの居場所づくり ③要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進 ⇒児童虐待防止対策の充実、特別な配慮を必要とする子どもに対する施策の充実 基本目標Ⅱ【家庭】：家族が支えあい、楽しく子育てできるよう応援する ①母性及び乳幼児等の健康の保持及び増進 ⇒子どもや母親の健康の保持、小児医療の充実、食育の推進、思春期保健対策の充実 ②親育ちの環境づくりの推進 ⇒親と子の育ちの応援、家庭教育の支援、子育て家庭への相談・支援体制の充実 ③すべての家庭が安心して子育てできる環境の整備 ⇒ひとり親家庭の自立支援、経済的支援の充実、子どもの貧困対策の推進 基本目標Ⅲ【地域】：地域社会全体で支えあい、子育て家庭を応援する ①地域における子育ての応援 ⇒地域における子育て支援とネットワークづくり、子育てサポーターの育成、世代間交流の促進、子育てに関する市民活動の支援 ②職業生活と家庭生活との両立の支援 ⇒ワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画による子育ての推進 ③子どもの安全の確保 ⇒子どもの事故防止対策の充実、子どもを犯罪等から守るための活動の推進
■施策の展開 (p.40～45)	①点検・診断等の実施方針： ⇒点検・診断等の履歴を蓄積し管理計画に活かす

2-1 4.七尾市学校施設長寿命化計画（令和3年4月）

■学校施設の規模・配置計画等の方針 (p.18)	○ 学校施設の長寿命化計画の基本方針 ・劣化調査の結果、躯体が健全な場合は、80 年以上の利用を想定して安全面、機能面、環境面に配慮した長寿命化改修を行う。 ・予防保全型維持管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努める。 ・今後の児童生徒数や校区再編、統廃合を見据え、学校施設の保有資産量の適正化を図りつつ、現有施設を有効に活用できる整備を行う。 ・地域の避難場所として指定されているため、地域の防災機能向上の面からも、計画的な整備を行う。 ・特定の時期に改修・更新等が集中しによる平準化を図る。 ○ 学校施設の規模・配置計画等の方針 ・学校施設の規模、配置計画等については、地域の実情に応じ、他の公共施設との複合化・共用化を含め、検討を行う。
■長寿命化のコスト見通し、長寿命化の効果 (p.25)	○ 従来型から長寿命化型へのシフトにより、今後、維持・更新コストは総額約 342 億円（平均 9 億円/年）となり、従来型の改築（建替え）中心の更新コストの総額約 446 億円から、総額約 104 億円、約 23%経費の削減が可能。 ○ ただし、今後数年間は建築後 40 年を超える学校が多く、これらすべてを長寿命化改修するためには、多額の維持管理費用が必要であり、財源の確保が課題。 ○ 上記を踏まえ、将来的な児童生徒数を適切に推計する中で、学校施設の老朽化状況を勘案し、配置や規模等を検討しながら教育環境の整備を進める。 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)※19 ページと同じグラフ  【図表 6-2】維持・更新コスト（長寿命型） ※破線白抜き部分は 11 ページの従来型での改築、大規模改造のコストを示しています。

2-15.七尾市公共施設等総合管理計画（令和4年3月）

■公共施設管理に関する基本的な考え方 (p.24)	方針1 施設運営を抜本的に見直す 方針2 施設に優先順位を定め、複合化や統合を行う 方針3 遊休施設の利活用、廃止を進める 方針4 長寿命化を進める
■公共施設等の管理に関する考え方 (p.25～26)	①点検・診断等の実施方針： ⇒点検・診断等の履歴を蓄積し管理計画に活かす ②維持管理・修繕・更新等の実施方針 ⇒トータルコストの縮減と予防保全型維持管理を目指す ③安全確保の実施方針 ⇒危険性の高い施設は速やかに修繕・廃止の対応を行う ④耐震化の実施方針 ⇒災害時の拠点施設としての観点も含め、計画的に耐震化工事を進める ⑤長寿命化、統合、廃止の推進方針 ⇒アクションプランなど具体的な個別推進計画を作成する ⑥PPP・PFIの活用検討 ⇒民間の技術・ノウハウ、資金等を活用するPPP/PFIの可能性について検討する ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための職員研修 ⇒施設管理所轄課等を対象にした職員研修を実施する ⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針 ⇒誰もが安心・安全に利用しやすい施設を目指す

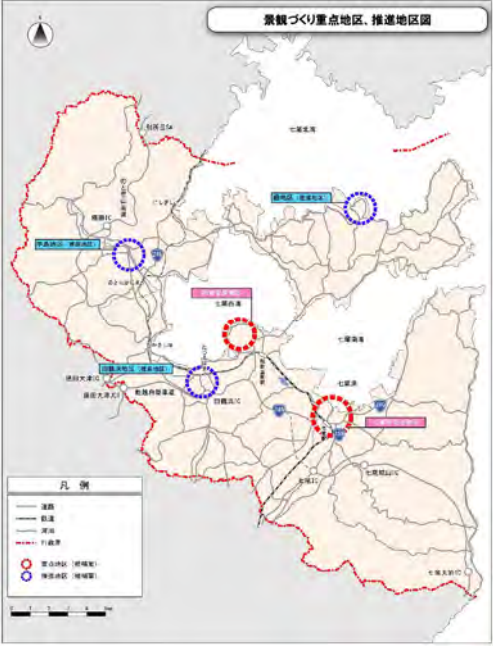
2-16.七尾市産業振興促進計画（令和2年2月）

■計画区域 (p.3)	半島振興対策実施地域として指定された七尾市全域
■振興すべき業種 (p.4)	製造業、観光（旅館業を含む）、農林水産業（農林水産物等販売業を含む）、情報通信業（情報サービス業等を含む）等
■事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等 (p.4～6)	○ 製造業 ・中小企業の経営支援 ・企業立地促進事業 ○ 観光（旅館業を含む） ・地域の特性を活かした観光の魅力づくりの推進 ・広域観光と外国人観光客の誘客促進 ・スポーツ施設などの活用や体験型旅行による交流人口の拡大 ○ 農林水産業（農林水産物等販売業を含む） ・農林水産物のブランド化の推進 ・農林水産業における担い手の確保 ・6次産業化の推進 ・情報通信業（情報サービス業等を含む） ・企業立地促進事業 ○ 共通 ・租税特別措置の活用促進事業 ・地方税の不均一課税

2-1 7.七尾市地域公共交通計画（令和5年3月）

■基本方針 (p.82)	方針1：多様な移動手段を一体的に捉えた地域公共交通ネットワークの構築 方針2：誰もが自動車に頼らなくても豊かに暮らせるよう地域公共交通の利便性を向上 方針3：市内全体で適切な地域公共交通サービスの提供を行う 方針4：市民・事業者・行政等、多様な主体が関わり、地域公共交通をつくる 方針5：地域公共交通により、健康づくり、魅力づくり等、まちづくりを促進させる
■地域公共交通の位置づけと確保・維持方針 (p.84)	幹線：都市間の広域的な移動を支える路線 ⇒交通事業者と連携し、需要の確保を行う 支線：地域内の日常的な移動を支える路線で、幹線や地域拠点に接続する路線 ⇒コミュニティバス：交通事業者と連携し、需要の確保を行いつつ、利用状況に応じた改善を実施。まりん号、げんきバスは、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用 ⇒地域住民主体のデマンド交通：地域住民主体のフィーダー路線への補助 ⇒七尾中心部のデマンド交通：導入可能性の検討を行う
■地域公共交通ネットワーク図 (p.83)	凡 例 - 幹線 - 支線 - 支線（まりん号・フィーダー補助活用） - 支線（げんきバス・フィーダー補助活用） 各地域内での移動の利便性向上 鉄道へのアクセス向上 中心部の移動の利便性向上

2-1 8.七尾市景観計画（平成27年10月）

■基本目標（p.6）	魅力ある景観の維持・継承を基本に、市民が守り、育て、創る ⇒市民主体による景観づくりを進める中で、地域の魅力増進が図られるとともに、七尾の景観への愛着と誇りが醸成され、市内外の様々な人との景観を通じた交流の促進による、七尾市のさらなる発展を目標とする。
■景観づくりの方針（p.7）	①市民が中心となって景観を守ります ②美しい七尾の自然景観を守ります ③風土・伝統・文化が息づく七尾市固有の景観を守ります ④地域の調和を生み出す景観を育てます ⑤地域をつなぐ連続性のある景観を育てます ⑥時代にふさわしい魅力的な都市・温泉地景観を創ります ⑦七尾の魅力ある景観づくりの体制を創ります ⑧景観を阻害する要因を除きます
■類型別景観形成の方針（p.8）	①七尾市の顔となる景観拠点づくり ②連続した景観を演出する景観軸づくり ③七尾市の景観の礎となる景観地域づくり ④七尾の魅力を演出する情緒づくり ⑤七尾の個性を彩る文化づくり
■地域区分別景観形成の方針（p.17）	①七尾にぎわい景観地域の方針 ②七尾ふるさと景観地域の方針 ③田鶴浜景観地域の方針 ④中島景観地域の方針 ⑤能登島景観地域の方針 ⑥七尾・富山湾景観地域の方針
■景観づくり重点地区、推進地区（p.34～36）	○ 景観重点地区は、景観計画区域（市全域）や特別地域とは別に、今後、段階的に市民の理解を得ながら充足すべき地区として設定 ○ 景観重点地区は、市民が主体となり、優先的に景観的な取り組みを実践する地区であって、地区の景観特性に応じた具体的な個別基準を設けるとともに、七尾の魅力ある景観の維持・継承と併せ、景観資源の掘り起こしや創出を図るなど、七尾の景観づくりを先導・牽引する手本となる地区。 

2-19.七尾市地域防災計画（令和4年10月）

■災害予防計画の体系 (p3~4、21、79)	○ ソフト面の対策 ＜災害に強い市民の育成（市民の防災力向上）＞ 市、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及・啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や市民の防災対策上の役割と責務を周知させる。 災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。 また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。 ＜災害に備える強い組織体制づくり（防災関係機関の防災力向上）＞ 大規模な災害に市、県及び防災関係機関が、迅速かつ的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、災害発生時における通信や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、災害発生時における拠点整備を行う。 ○ ハード面の対策 ＜災害に強いまちづくり（都市基盤の防災力向上）＞ 「災害に強いまちづくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などその他の市保全事業を計画的かつ総合的に推進する。
------------------------------------	--

■災害に強いまちづくりの基本的な方針
(p.81～107)

＜災害に強いまちづくり（都市基盤の防災力向上）＞

(1)建築物等災害予防

市等は公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めるとともに、市民及び事業所等の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。
また、長中期的には津波の浸水の危険性の低い場所への誘導を図るものとする。

(2)公共施設災害予防

市及び施設管理者は、災害に強いまちづくりを行うにあたって、公共施設の耐震性の強化及び被害軽減のための共同溝等の整備など諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎等の交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、災害発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3)地盤災害予防

土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等の地盤災害を防止するため、これら危険箇所の現状を把握し、区域の指定、管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設、改良及び危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施及び指導し、地盤災害の防止を図る。

(4)防災資機材等の点検整備

市、県及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を災害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

(5)危険物等災害予防

火薬類、高圧ガス等の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因となるおそれがある。
このため、市及び防災関係機関部は、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、災害の防止に万全を期する。

(6)都市の防災構造化

市は、震災対策の観点から災害に強い安全な街づくりを進めるため、中長期的視野に立った市街地の防災構造化に努める。

(7)港湾の防災機能の活用

港湾は、震災時に緊急物資の輸送、通勤・通学交通等、陸上交通を補完する海上交通のターミナルとしての機能を有するとともに、災害復旧工事基地、あるいは被災住民の避難所となるなど、被災地の復旧・復興の支援に重要な役割を果たす。
このため、市及び県は、港湾の特性を最大限に活かすことができるよう安全な港湾施設の整備に努める。

2-20.七尾市国土強靱化地域計画（令和2年3月）

■基本目標 (p.1)	①人命の保護が最大限図られること ②本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興
■事前に備えるべき目標 (p.1)	①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する ④大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない ⑤制御不能な二次災害を発生させない ⑥大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
■基本的な方針 (p.2)	本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。 ①本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。 ②市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。 ③短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。 ④ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。 ⑤「自助」や、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みを推進する。 ⑥平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。 ⑦既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。 ⑧地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。 ⑨女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

2-2 1.七尾市SDGs未来都市計画（令和5年7月）

■2030年のあるべき姿（p.6～7）	＜全体＞地域内循環型経済を基礎とした能動的市民の拡大 a.地域内循環型経済の確立と持続可能な産業の振興 b.豊かな地域資源を活かした関係人口の拡大 c.社会・地域課題解決を意識した事業者の拡大 ＜社会＞多世代安住の確保と活躍できるフィールドの環境整備 a.若い世代の結婚・出産・子育て環境の充実 b.自立的な地域自治経営とQOLの充実 c.充実した生涯学習機会の提供と能動的市民の拡大 ＜環境＞資源循環とカーボンニュートラルによる里山里海との共生の継承 a.里山里海と生物多様性の保全 b.資源循環の確立とレジリエンスの向上 c.カーボンニュートラルを目指した自律的なエネルギー供給の拡大
■各種計画への反映（p.26）	①第2次七尾市総合計画 第2次七尾市総合計画では、目指す将来像を実現するため、「興す」「集う」「育む」「受継ぐ」「安らぐ」「暮らす」「支え合う」の7つのキーワードを基に、7つのまちづくりの基本方針による取組みを進めている。本計画は、2023年に折り返しの5年目を迎えることから、後期計画（2024～2028年）に、SDGsの推進に向けた取組みを反映させる。 ②第2期七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期七尾市まち・ひと・しごと創生総合戦略からSDGsの理念を取り入れ、基本的施策とSDGsの17のゴールとの関係を明確にしたところである。今後、七尾版デジタル田園都市構想（仮称）として総合戦略を見直しする際に、更なるSDGsの推進を図る。 ③各種計画への反映 今後、策定・改定することとしている各分野における個別計画において、SDGsの理念とゴールとの関係を反映させる。

2-2 2.第2次七尾市空き家等対策計画（令和7年3月）

■基本理念 (p.3)	○市、所有者等、事業者、市民等及び自治組織の相互の理解と協力のもとに実施する。 ○良好な生活環境を確保し、暮らしやすさを実感できるまちの実現を念頭にする。 ○適切な管理が行われていない状態にある空き家等の発生が、市民の安全及び安心を脅かす事態につながる可能性が高いことから、その発生を予防することを念頭にする。
■空き家等の管理・活用に関する取組方針 (p.10)	■所有者等による空き家等の適切な管理 【予防・啓発】 ■空き家等の流通促進 【利活用】 ■適切な管理が行われていない空き家の解消 【除却】
■空き家等の対策の推進 (p.11～14)	空き家等の調査及び管理・活用体系 ①空き家等の調査 ②空き家等の管理・活用体系 空き家等の適切な管理 ①空き家等の発生を防止するための啓発活動 ②空き家等の所有者等に対する意識涵養や理解増進 ③相談体制の構築（各種団体との連携促進） 空き家等の流通促進・活用の取組 ①空き家バンク ②移住定住相談窓口による支援 ③既存空き家等の更なる有効活用